泰山鳴動して鼠0匹？兵庫県知事不信任案可決に見る法の無視（1） -
輪島で今何が起こっているのか？（番外編１） -

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2025-09-01
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 大友 信秀
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.24517/0002003243

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 4.0 International License.

泰山鳴動して鼠0匹？
兵庫県知事不信任案可決に見る法の無視(1)
―― 輪島で今何が起こっているのか？(番外編１) ――

Parturient montes, nascetur ridiculus mus. Disregard for the law as seen in the passage of a motion of no confidence in the governor of Hyogo Prefecture (1)
– Wajima, a Pandemonium District (extra edition 1) –

大　友　信　秀

1. 本稿の目的

これまで、「輪島で今何が起こっているのか？」というシリーズで、裁判官が恣意的に裁判というものを扱っている状況、地域で法が無視され、そのことに法律家が関わっている状況を論じてきた。

昨年（令和6年）兵庫県議会が知事に対する不信任決議案を全員一致で可決し（9月19日）、これに対して斎藤元彦知事（以下、齋藤知事という。）は失職を選択した。失職後の兵庫県知事選挙に、齋藤知事は立候補することを選択したが、不信任案議決前からマスコミは、齋藤知事の対応が違法との報道を繰り返しており、再選は困難と見られていた。

しかしながら、その後、不信任決議案の理由となった告発文書とされるものを作成した元兵庫県県民局長（以下、「元県民局長」という。）の行動がネット上で明らかにされ、また、それを調査していた百条委員会での委員長による、不自然な証人の発言抑止行為を示す音声及び動画がネットで明らかにされ、マスコミが報道してきた内容及び全員一致で可決した知事への不信任決議への信頼が大きく揺らぐこととなった。

その後、百条委員会の報告書（以下、「百条委報告書」という。）が公表され（令和7年3月4日）、その後まもなく、第三者委員会による報告書（以下、

「兵庫県第三者委報告書」という。）も公表された（令和7年3月19日）。

しかしながら、両報告書は、告発文書の作成と法の関わりについて、必ずしも明確に答えるものとなっておらず、とりわけ、不信任決議にまで至った、齋藤知事の行為について、特定の法に基づく違法性を認定するに至らなかったにもかかわらず、「違法」という言葉を一般的に使用している等、法的評価としては問題があると言わざるを得ないものとなっている。

このような報告書は、これらを報道するマスコミによって、知事の行為が「違法」であるとの印象を創出することにつながっていることからも極めて重大な責任を負うものと考えられる。

上記両報告書には、弁護士や法曹資格を有する者（百条委員会委員長）が関与している。それにもかかわらず、不正確ないし不公正な法解釈を基礎にした報告がなされている部分が数多く指摘可能であり、このような法への恣意的とも言える関わりは、これまでに論じてきた「輪島で今何が起こっているか？」シリーズの問題意識と軌を一にする。

本稿は、したがって、これまでの「輪島で今何が起こっているか？」シリーズと同じ、法が適正に適用されない現場を紹介し、その問題点の分析を通し、社会に生じ得るそのような状況の改善の一助とすることを目的とする。

2. 令和6年兵庫県議会知事不信任案議決に至る経緯

(1) 怪文書の出現と初動

令和6年3月20日、齋藤元彦兵庫県知事（以下、「斉藤知事」という。）は、民間人から、齋藤知事及び兵庫県職員、民間人らが違法行為を行っていることを事実として発信する文書（以下、「本件文書」という。）を受け取った。斎藤知事は、（3月21日）、副知事（当時）らを招集し協議し、文書の作成者やその作成の目的を調査するように指示をした。さらに、その翌日（3月22日）には、本件文書を作成したのが元県民局長であったことが特定され、元県民局長の公用メール1年分の調査指示がなされ、さらにその翌日（3月23

日）には、片山兵庫県副知事（当時。以下、「片山副知事」という。）から元県民局長の事情聴取を行うという提案があり、これが了承された。

同年3月25日には、片山副知事らが元県民局長及び職員2名の聴き取り調査を実施した。その際、元県民局長が使用していた公用パソコンから私物USBを持ち帰るよう指示し、公用パソコンは調査のため県庁に持ち帰った。また、職員1名の私用スマートフォンのLINEの調査を行った。同調査時に、元県民局長は、本件文書の作成は自身単独で行ったこと、情報については噂話をまとめたとの発言があった[1]。

同年3月27日の兵庫県知事定例会見において、齋藤知事は、本件文書について言及し、同文書が「嘘八百」であるとの発言をした。

同年4月1日、兵庫県人事当局は、県の特別弁護士に、第三者期間調査やSNSでの本件文書の拡散状況、公益通報としての取り扱いの要否などを相談した。

同年4月4日、元県民局長が兵庫県の公益通報窓口に通報した。

同年5月2日、元県民局長に対する綱紀委員会が開催され、5月7日に、元県民局長の処分が公表された。

(2) 百条委員会の設置

令和6年6月13日に開催された令和6年度兵庫県第367回定例会において、「「元県民局長の文書問題の内容調査」に関する動議」がなされ、維新の会及び公明党を除く会派の賛成により本案可決された。同動議の可決により、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を付与した特別委員会の

1　百条委報告書では、「IV公益通報者保護にかかる調査の内容と結果について、1委員会としての判断、ア認められる事実」において、「元県民局長から人事当局に電話があり、「自分単独で作成し、噂話をまとめたもので、周囲の者を巻き込まないように」との要請があった。」とされているが、ウェブ上で、片山副知事との会話において、自身単独で行ったとの発言があったことが確認できる。

設置がなされた。

令和6年6月14日に第1回委員会が開催され、同年6月27日に開催された第2回委員会において、同年7月19日開催の第3回委員会において、元県民局長の証人尋問が決定された。しかしながら、元県民局長は、この決定後、第3回委員会への出頭前、同年7月7日に死亡した。

令和6年8月21日、百条委員会委員の丸尾まき兵庫県議会議員[2]が、「斉藤知事スキーウェアおねだり問題は、私の兵庫県職員アンケートにおいて、昨年の神鍋高原視察の時の出来事と回答があり、私は裏どりもしています。大学名誉教授は裏を取らないから楽ですね。百条委員会でやりとりするので、この書き込みは消さないで下さいね。」とXに投稿した。

令和6年8月22日午後3時55分、上記神鍋高原スキー場が、「表題の件につきまして現在、齋藤元彦兵庫知事による神鍋高原スキー場視察に関して事実と異なる内容の投稿が拡散されております。過日、2024年8月21日に某議員のXに投稿された「知事スキーウェアたかり事件」について当協会関係者に事実確認を行いましたが、所謂「たかり」や、そのようなニュアンスに解釈されるような事も含め確認されなかったことをご報告いたします。今後とも神鍋高原の観光振興にご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。」とホームページ上に表示した。その後、同年8月29日午前8時30分に、「某議員より関係者への正式に謝罪があり、上記の当該ポストを削除する事で和解となりました事をご報告いたします。」とホームページを更新した。

(3) 不信任決議案

令和6年9月19日、兵庫県議会は、以下のとおり、令和6年決議第3号「斉藤元彦兵庫県知事に対する不信任決議」を全会一致でなした。

「齋藤元彦兵庫県知事に対する不信任決議

2　なお、丸尾まき兵庫県議会議員は、その後、公職選挙法違反で書類送検されている（令和7年5月17日）。

元県民局長が齋藤知事はじめ県幹部に向けた告発文書を巡る一連の問題が惹起されてから、約半年が経過した。県政は混乱を極め、156年の歴史を誇る我が雄県兵庫は危機的状況に直面している。

まず、文書問題調査特別委員会の調査の中で、告発文書の内容に真実が存在し、文書が「嘘八百」ではなく、告発者への対応が告発者探しや情報漏洩の疑いを指摘されるなど不適切と言わざるを得ないことが明らかになったにもかかわらず、知事は「真実相当性がない」、「誹謗中傷性が高い」として県の対応は適切であったとしているが、専門家は公益通報者保護法の見地から「兵庫県は今も違法状態」と断じている。現時点で詳細な要因は明らかでないが、元県民局長の命を守れなかったという厳然たる事実は大変重く、責任は大きい。

次に、日本国憲法に則り県民の生命と財産を守ることを使命とする行政の長たる知事の職責を果たすためには、県民・県職員の模範として、法令遵守は当然のことながら、人として守るべき倫理・道徳や人権感覚に基づく道義的責任がより強く求められるが、「道義的責任が何かわからない」との知事の発言から、その資質を欠いていると言わざるを得ない。

そして、告発文書への初動やその後において、対応が不適切、不十分であったことにより、県民の信頼を損ない、県職員を動揺させ、議会を巻き込み、県政に長期に渡る深刻な停滞と混乱をもたらしたことに対する政治的責任は免れない。本県及び県民の誇りを失墜させてしまった今、県民及び県職員からの信頼回復は到底見込めず、県政改革を着実に進めなければならないこの大変重要な局面において、齋藤県政がそれに応えることは困難な状況である。

ここまで申し述べたとおり、齋藤知事の責任は重大である。これ以上の県政の停滞と混乱、県益の損失は許されるものではなく、県民本位の健全な県政と職員が安心して働ける職場を一日も早く取り戻し、来年度予算は新たに県民の信任を得た知事の下で編成されるべきである。

よって、本県議会は、齋藤元彦兵庫県知事を信任しない。

以上、決議する。

令和6年9月19日　兵庫県議会」

また、動議に先立ち行われた、兵庫県議会ひょうご県民連合迎山志保議員による不信任案賛成動議は以下の通りである。

「兵庫県民連合の迎山志保です。会派を代表し、齋藤元彦兵庫県知事に対する不信任決議案に賛成の立場から討論をいたします。今から約半年前の3月27日、知事は記者会見の場で、今回の不信任の直接の原因となった告発文書の存在を明らかにしました。そして、その場で、その文書や県民局長に対して、嘘八百、事実無根、公務員失格という強い言葉に加え、被害届や告訴なども含めて、法的な手続きを進めていると発言されました。一瞥しただけで、自らに対する疑惑が含まれていることがわかる文書であるにもかかわらず、第三者の調査に委ねず、それどころか、誹謗中傷性の高い文書と、自らへの批判であると受け取り、公益通報者保護法でかたく禁止されている告発者探し、特定がその時点で既になされていたのでした。そして現在、百条委員会や報道などでその告発者探しがどのように行われたのかが明らかになってきましたが、片山副知事らが、告発者である元県民局長や彼と親しい職員をまるで犯罪者のように扱い、粛清するかのごとく告発つぶしに奔走している姿は、恐怖さえ覚えるものです。そんな非人道的な調査の下に行われた元県民局長への処分は、権力の濫用であり、その後、死をもって抗議すると、告発者をそこまで追い込んだのは究極のパワハラであって、この事実一点においても知事の立場を退くべき十分すぎる理由だと考えます。一方、私達の会派は、この問題が明らかになって以降、公益通報者保護法の理念に基づき、告発内容が真実であるのか、調査を行ってきました。結果として、県の補助金受給企業を知事が訪問した直後に当該企業の製品を県が受け取っており、告発文書の存在が会見で明らかにされた日にそれらを慌てて返却していたこと、内部調査に対する助言をし、県民局長の懲戒処分を説明する5月7日の会見の場にも同席した特別弁護士が告発文書で指摘されている兵庫県信用保

証協会の顧問弁護士を長年務めていたいわゆる利害関係者であったこと、これらが判明しました。ともに知事に不都合な事実ですが、これらの内容が端緒となって、当初の嘘八百といった主張が崩れ去っていきました。しかも、当該弁護士は懲戒処分にあたり、文書を居酒屋などで聞いた単なる噂話という意見をつけております。元県民局長に直接確認することなく、人事当局の調査にお墨付きを与えるためだけに、居酒屋などと、公文書に記載したのは、告発者をさげすむ許されない行為です。しかし、知事は当初から、記者会見などで、人事当局による内部調査について、当該弁護士を入れることで、第三者性や中立性が一定担保されていると繰り返し、第三者委員会を設置することすら長らく拒否をしてきました。自ら嘘八百というなら、初めから堂々と調査を委ねればよかったのに、それをせず、告発文書に名前が挙がっている当事者である片山副知事らに、徹底的に調べろと指示をしたことも明らかになっています。知事は、このご自身の言動を今、あらためてどう考えられますか。百条委員会の模様が全国から注目される中で、知事は道義的責任が何か分からないという発言をされました。元県民局長が亡くなっている中で、多くの国民県民は、唖然といたしました。会派として県政の信頼回復を図るため、知事に対し、県民の疑念に真摯に向きあうこと、そして、誠実に対応することを一貫して求め続けてきた中で、こうして発せられた知事の言葉に心底からの反省や謝罪、懺悔はくみ取れず、繰り返される、同じフレーズでの自己正当化に人としての体温を感じることはできませんでした。2021年8月1日刷新を掲げた新しいリーダーを私たちは期待を持って迎えました。斎藤知事の改革マインドやこれまでにない着眼点、発想に新時代の兵庫の姿を見、共に県政を前に進める決意を抱いた職員も多くいたと言われています。それからたった3年後、誰がこんな景色を想像したでしょう。我が会派はこの間、知事の県政運営に常に是々非々の姿勢で臨み、時に苦言を呈し、改めるべきは謙虚に改めてほしいと折に触れ、申し上げてきました。ここに至る前に、真剣に受け止めていただきたかった。今振り返っても、残念でな

りませんし、議会の責任も改めて感じています。知事は、就任式で、多くの県職員を前に、責任は必ず私が全て持つと言われました。また知事による初めての本格的な予算案などが審議された令和4年2月議会において、貝原元知事が常日頃言われていた知事の責任は県土の一木一草にまで及ぶ責任は一本の木一本の草にまで及ぶとこの一節を引用し、知事が持つべき責任感について語られました。今まさにその責任が問われているのです。今兵庫県知事として、こうした気持ちがわずかでも残っているのならば、この一連の問題の結果責任を自らの辞職という県民、県民にもっともわかりやすい形でとるべきです。しかしながら、知事はこの間、多くの県民や職員が不信感を抱く中、県政を前に進めるあらゆる場面で、表明をされてきました。私にはその本意はとうてい理解できません。先般の、報道陣とのやりとりにおいても、自分がどういう道を進んでいくかは、自分が決めていくのが大事、これまでの歩みを止めるわけにはいかない、と答えられていますが、知事にふさわしい人を決めるのは知事本人ではなく、県民です。先日、県民を代表して、私達兵庫県議会の86名全員から、知事に対して辞職要求をしました。しかしながら、そこに込めた思いや、申し入れの趣旨、私たちの覚悟は知事に理解をいただけず、今に至っています。本日提案された不信任決議は、選挙で選ばれた知事にノーをつきつける大変重い決断です。可決されれば、戦後の地方自治の歴史の中でも全国で４例しかない、極めて異常な事態であり、知事は辞職か議会解散のどちらかを選択することになります。私たちは、たとえ知事が議会を解散するという選択をしたとしても、堂々と受けて立ちたいと思います。そして、私たちは、新議会において、必ずや再度不信任を突きつけます。しかしながら、私たち兵庫県議会86名は、3年前の知事選よりも直近となる1年半前の県議選において、県内各地で県民からの付託を受けた存在であり、その全員からの不信任決議の提案は、まさに県民の総意であって、この議会を解散するということは議会軽視、県民軽視以外の何物でもありません。解散で県政の空白状態が生まれ、文書の真実相当性が明らかになりつ

つある百条委員会がなくなり、事実の究明がいったん立ち止まってしまいます。誠実に客条委員会への対応を果たしていきたい、こう言われてきた知事にとって、議会を解散する大義は信を問うことではなく、百条委員会潰しと感じる県民もおられるでしょう。本来、今すぐに取り組むべきは、県民534万人のために、一刻も早く県政を正常化すること、安心して誇りをもって職員が働けるように組織を立て直すことです。この不信任決議は、そのための県議会としての責任を果たそうとするものです。この状況を招いた知事には、職を辞すことで、県民の信頼や期待を裏切ったことへの責任を果たし、そして引き続き県政正常化に向けての真相究明に協力をすることで、兵庫県の未来への責任を果たしていただくことを強く求めます。以上、斎藤元彦兵庫県知事への不信任決議に賛成し、討論を終えます。」

上記決議を受け、齋藤知事は失職することとなり、これに伴う兵庫県知事選挙が令和6年10月31日に告示された（投票日は11月17日）。

3. 令和6年兵庫県知事選挙期間における情報伝播

(1) 百条委員会からの情報公開の停止

百条委員会は、上記兵庫県知事選挙期間直前の令和6年10月24日及び25日に行った証人尋問を秘密会として非公開とした（その後、選挙後の11月22日に映像を公開した。）。

(2) 既存マスメディアによる本件文書に関する追加情報の不発信

選挙期間前には、齋藤知事に関して、「パワハラ」、「おねだり」という言葉を使用した報道を続けていた既存マスメディアが、選挙期間中であることを理由に、本件文書に関する追加情報の報道を停止した。このため、兵庫県民は、兵庫県知事選挙の投票に必要な追加情報を50日以上マスメディアから取得できない状況に陥った。

なお、上記「パワハラ」について、録音、録画等の証拠は一切示されるこ

となく、「おねだり」に至っては、上記の通り、これを指摘された企業から、そのようなことがなかったとの情報発信がなされた。

(3) ウェブ上での本件文書に関する情報の拡散

①本件文書作成者の使用していた公用パソコンの情報

本件文書作成者の使用していた公用パソコンのデータに、本件文書作成に至る経緯の解明につながる情報があるのではないか、との推測が働く中、百条委員会は、「真偽の確認とプライバシーは無関係であること、仮に7つの項目の審議を確認するためであっても、プライバシーは法律に基づき守られるものであること等により、元県民局長のプライバシー情報を取り扱わない方針を決定した。[3]」として、公用パソコンのデータを非開示とした[4]。

しかし、公用パソコンのデータに、本件文書作成の経緯に関する情報が含まれていたこと、元県民局長の「スキャンダラス」な情報が含まれている可能性、そしてこれらを総務省が把握していたらしいことが、令和6年10月2日には、評論家の高橋洋一により指摘されていた[5]。

そして、これらの情報は、兵庫県議会議員の一人が街頭で、不用意に伝え

3　百条委報告書2頁。

4　そもそも論で言えば、公用パソコンは県の備品であり、私用は禁じられているはずであるから、そこにあるデータが元県民局長のプライバシーに関わるとするのは、原則上あり得ない。あり得るのは、元県民局長が公用パソコンを私的に利用していた場合であり、そうであれば、そのこと自体が問題であり、公用パソコンをどのように使用していたかについて、私的に利用していた経緯について調査する義務が、当然、県にはあることになる。調査の結果明らかになったプライバシーに関わる情報をどの程度開示するかは事案ごとに判断することになるが、そもそも調査対象から排除することは職務放棄であり、違法な行為と言わなければならない。実際、齋藤知事らは、公用パソコンのデータを調査している。なお、このことは、後掲の高橋洋一も指摘している。

5　https://www.youtube.com/watch?v=jRk-bozgdiE&t=7s, https://note.com/10works/n/n2695bbbaab59.

たことが発端となって確認されたことも明らかになっている[6]。

その後、NHKから国民を守る党（当時）党首の立花孝志・元参院議員がYouTube上で、上記データについて言及し[7]、その後、同データについて一部開示して、真実であることを示した[8]。

立花孝志は、令和6年兵庫県知事選挙に自ら立候補し、選挙活動を通じて、元県民局長に関する情報、これを開示しない百条委員会の方針について発信を続け、その情報は既存マスメディアが発信を止めたタイミングで、ウェブ上でSNSを中心として拡散された。

②百条委員会における奥谷謙一委員長による片山副知事に対する発言強制終了行為

百条委員会の第8回委員会において、片山副知事の証人尋問がなされたが、その際、片山副知事が元県民局長の使用していた公用パソコンデータに関する証言をしようとすると、奥谷謙一委員長が、片山副知事が「…それとは別に、多分委員長、それをご覧になっていらっしゃらないかと思いますが、もう一個、公用パソコンの中にはですね、もう一個あります。それは、その転覆計画を実行に移そうとした資料があります。だから、それだから、私は不正だと。それが何かといいますと、一つは、側近グループを失脚させようというふうに、側近の特定のA氏、またはB氏の中傷するようなビラ、これは現実に4年度上半期に配布されたもの、それが残っています。それからもう一つは、知事のあの、知事の名誉を貶めるための、あのー、どういうんですか、あのー、中傷の紙ですね、ビラみたいな、これを実際に福祉関係者に、知事は福祉に興味がないとか、福祉をやらないとかいうことが書いてありま

6　情報を伝えた県議のブログに一時的に公用パソコンデータの詳細情報が開示されたことに高橋洋一が言及している。

7　https://www.youtube.com/watch?v=ojLON9GL6Po.

8　https://www.youtube.com/watch?v=lkhJr5shLIs

して、それをどうですかね、これはあったと思います。で、それの後ろにですね。まだ調べられておりませんけれども、もう一つ、公用パソコンにもう一つありまして、それは何かと言いますと、本人の動機がわかる資料が残ってます。それもメールと本体資料となっておりまして、メールにはですね、強烈な人事上の批判、つまり、齋藤県政の人事は、えっと、なんですか、えこひいきですとか、という風な感じの○○（聴き取り不能）がありまして、その後ろに、同じ構造になってまして、大きく、大きな、人事上の、あのー、どう言いますか、えー、側近グループを排除した、えー、人事、えー、案の資料が入っておりました。ですから、これは、目的、本人の、どういうんですかね。この文書を出した目的、動機をうかがうには必要な、僕は資料じゃないかというふうに、個人的に思っております。今、公用パソコンの話を二つしましたが、三つ目には、あの、言われておりますように、倫理上問題のあるファイルがありました。それは、当該本人の「不倫日記」です。過去10年間にわたります。複数の女性との」と発言した際、奥谷委員長が「あのー、そこは、あのー、証言していただかなくて結構でございます。あの、プライバシー情報でありますので、」と発言し、片山副知事が証言を続け、「いや、これを、」を発言すると、さらに、奥谷委員長が「プライバシー情報」と発言し、片山副知事が、「公用パソコンにありますので、私のほうで証言させていただきます。」と発言したところ、これを遮り、「それは証言して頂かなくて結構でございます。あの、暫時休憩します。」として、片山副知事の証言を強制的に終了させた。

同委員会は秘密会であったが、その後、同会議の録音を維新の会（当時）の増山誠県議会議員が立花孝志氏に提供し[9]、立花孝志氏の公開後[10]、ネット

9　提供の事実については、増山議員本人が認めている。

10　https://www.youtube.com/watch?v=TjrGuCG1sH4

上で拡散し[11]、広く県民、国民の知るところとなった[12]。

③竹内議員、丸尾議員による虚偽情報流布

選挙期間中には、本件文書になかった姫路ゆたか祭での着付けを知事が要求したとの内容が竹内議員によって発信されたり[13]、丸尾議員による、上記スキー場視察時の「おねだり」が事実無根であったことが判明した。

(4) 22名の兵庫県内市町らによる齋藤知事以外の候補者への共同応援

兵庫県知事選挙期間中の11月14日に、県内29市のうち22市の市長が、令和6年兵庫県知事選挙の候補者である稲村和美前尼崎市長を支持すると表明し、兵庫県庁で会見を開いた。同表明は「市長会有志」として行われた[14]。

4. 令和6年兵庫県知事選挙

令和6年兵庫県知事選挙は、11月17日に即日開票され、投票終了直後に斎藤知事再選が確認された。

開票結果は、齋藤知事が1,113,911票（得票率45.2％）で、次点の稲村和美前尼崎市長が976,637票（得票39.6％）であり、告示日には予想されなかった、齋藤知事再選の結果となった。

11　https://www.youtube.com/watch?v=pw3Y8zXmb9w.

12　その後、会議後の取材時に、片山副知事が、発言内容を報道陣に伝えようとした際、NHKの記者がプライバシーに関わるとして、奥谷委員長と同じように、片山副知事の発言を遮っていたことが、読売テレビの報道で明らかにされ、マスメディアが意図的に情報を制限していたことが判明した。

13　同情報は、もともともはAERAの記事に掲載されたものを竹内議員が発信することで拡散した。

14　同会見では、相生市長が机を激しく叩き、齋藤知事が糾弾されているパワハラとされる行為に勝るとも劣らない行為であると非難された。

5. 百条委員会報告書

(1) 百条委員会報告書の公表

百条委員会は、兵庫県知事選挙後も証人尋問及び協議を継続し、報告書を令和7年3月4日に公表した。

(2) 百条委員会の調査事項

同委員会の調査事項は、「令和6年3月12日付元県民局長の文書に記載されている7項目の内容の真偽及び公益通報者保護に関する事項[15]」とされており、調査は、委員会における証人尋問に加え、職員アンケート、聞き取り調査、専門家（弁護士、有識者）の書面により行われた。

(3) 百条委員会の調査結果

①文書の7項目にかかる調査の内容と結果について[16]

1) 五百旗頭真理事長ご逝去に至る経緯について

本件文書の該当部分では、「齋藤知事、その命を受けた片山副知事が何の配慮もなく行った五百旗頭先生への仕打ちが日本学術界の至宝である先生の命を縮めたことは明白です。」と記載されている。

これに対して、報告書は、「…元県民局長の陳述書[17]にも記載があるとおり、面談日時の日にちの聞き間違いによる記載誤りや、伊置き場理事長が亡くなられた要因は憶測である旨については、元県民局長も認めている。」ことを認めながら、結論として、「以上より、文書の記載ないようについては、信頼できる情報源に基づいており、概ね事実と言えるが、一部で事実誤認、憶測、疑いにとどまるもおも含まれていると言える。」と結論づけている。

15　なお、公益通報者保護に関連する事項は、当初の調査事項にはあげられておらず、第○回委員会（令和6年○月○日）に、調査事項への追加が決定された。

16　百条委報告書7～23頁。

17　百条委員会報告書には明確な記載がないが、死亡した元県民局長の妻が百条委員会に提出した文書のことと思われる。なお、同文書の内容、作成者が元県民局長であるかどうかの疑念については後述する。

その上で、「提言」として、知事に対して、「丁寧なコミュニケーションに努めること」や「憶測や不信感が生まれないよう…当事者をはじめ関係者に十分理解いただくよう努めること」を求めている。

2) 令和3年の知事選挙における県職員の事前選挙活動について

「違法行為は認められなかった」と評価している。なお、違法行為ないし不正行為に関わったとして、兵庫県職員4名が実名で表示されていた。

3) 次回知事選挙に向けた投票依頼について

「この件にかかる文書記載の違法行為をうた付ける証言等は確認できなかった。」と評価している。なお、本件文書の該当部分では、違法行為として、「公職選挙法違反」、「地方公務員法違反」が列挙され、知事に随行したとした者の実名が記載されている。

4) 知事が贈答品を受け取っていることについて

事実として列挙された6項目すべてにおいて、齋藤知事本人の関与が確認されなかったと評価した。それにもかかわらず、コーヒーメーカーの授受について、「…部下である原田氏が企業にコーヒーメーカーの送付を依頼し、県庁内において保管していたという状況は、齋藤知事が自分の支配下にコーヒーメーカーをいつでも使用又は処分できる形で保管していたものであり、外形的に見れば、齋藤知事がもらったとみられても仕方がない。」、「こうした行為が「おねだり」との憶測を呼んだことは否定できない。」などと齋藤知事の行為であると評価した。

5) 知事の選挙資金パーティーにかかるパーティー券の購入依頼について

本件文書該当箇所について、そのような事実が確認できなかったことを認めた。それにもかかわらず、「…文書に記載の該当箇所は事実誤認の可能性

もある。」、「…疑念を抱かれてもやむを得ない不適切な神津尾であった。」、「…疑念を抱かれる行動をとっていたことは否めない。」等として、「以上のことから、文書の内容には一部で事実誤認や憶測も含まれるが、一定の事実が記載されており、虚偽の内容とまでは言えない。」と結論づけた。

6）阪神・オリックス優勝パレードにかかる信用金庫等からのキックバックについて

本件文書の該当箇所ついては、そのような事実について「確認できなかった」
と報告している。それにもかかわらず、「したがって、文書の記載内容については、一部で事実誤認や憶測も含まれているが、一定の事実が記載されており、虚偽の内容とまでは言えない。」と結論づけている。

7）知事のパワーハラスメントについて

本件文書の当該文書では、違法行為として「（職員からの訴えがあれば）暴行罪、傷害罪」との記載がなされている。

知事のパワーハラスメントとして、「机を叩きながら声を荒げて怒った」、「叱責があり」、「強い叱責が再びあり」、「職員に注意した」、「怒鳴った」、「非常に強い叱責」、「理不尽な叱責」、「…怒り、アクリル板に向けて付箋を投げた」、「かなり厳しい口調で叱責」等が認められる事実とされた。

一方、職員からの「「パワハラを受けた」との証言は無かった」ことを「事実に対する評価」で明らかにしている。それにもかかわらず、「…パワハラ防止指針が定めるパワハラの定義である「①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすもの」に該当する可能性があり、不適切な叱責があったと言わざるを得ない。」と評価している。

さらに、「齋藤知事の非常に強い叱責や理不尽な言動によって、…極めて深刻な事態が確認できた。」とし、「以上のように、齋藤知事の言動、行動については、パワハラ行為と言っても過言でなはない不適切なものであった。」と結論づけている。

②公益通報者保護にかかる調査の内容と結果について[18]

百条委員会報告書は、以下のように、報告した。

「事実に対する評価

1　公益通報者保護法違反について

(1) 外部公益通報

元県民局長は、議員、マスコミ、警察の特定の者に文書を配布している。齋藤知事は真実相当性が認められないと再三説明をしているが、真実相当性は公益通報に当たるか否かとは関係がなく、保護要件にとどまる。元県民局長の公用メール及び公用パソコンに保存された資料に基づき、クーデターや転覆といった言葉が並んでいたことや、元県民局長作成の人事案や知事を貶める資料があったことなどをもって、文書配布は不正な目的の行為に当たり、公益通報ではないと判断したという証言がある。しかし、当該文書入手（3月20日）、協議時点（3月21日）ではまだ公用メール及び公用パソコンの調査は行われておらず、当該文書の内容から不正な目的が明らかでない限り、公益通報ではないとの判断は調査後に行われるべきものであり通報時ではない。仮に公用メール及び公用パソコンの調査も含めて3月22日に作成者の特定を開始したことの正当性を主張するのであれば、公益通報者保護法に基づく指針に定められた「通報者探索防止措置」は事実上意味がなくなり、法令の趣旨を尊重して社会に規範を示すべき行政機関がとってよい行為とは考えられない。さらに「通報者探索防止措置」を認識せず行われた調査の中

18　同上、24～30頁。

で、公用PCの中の情報から非違行為を認定し懲戒処分にしたことは、違法収集証拠排除法則の法理に反するものであり、告発者潰しを行う材料にしたことは非常に不適切であると考える。

なお、人事当局は特別弁護士に相談の上、不正の目的があったと判断したことはないと証言しており、県として不正の目的があったと公に認めていない。また、複数の参考人は、「専ら」公益を図る目的の通報と認められる必要はなく、交渉を有利に進めようとする目的や事業者に対する反感などの目的が併存しているというだけでは、「不正の目的」であるとは言えず、不正目的の認定は慎重に行う必要があるとしている。

「通報対象事実」については、少なくとも阪神・オリックス優勝パレードにかかる信用金庫からのキックバックについて背任罪の可能性があり、通報対象事実が含まれている。なお、刑法の背任行為として刑事告発され県警に受理されている。

以上のことからすると、今回の調査では、元県民局長が齋藤県政に不満を持っていた事情はうかがえるものの、元県民局長は今回の文書作成については後輩職員のためを思い行ったと主張しており、人事課調査による判断と同様に、不正な目的であったと断言できる事情はないと考える。

よって、元県民局長の文書は公益通報者保護法上の外部公益通報に当たる可能性が高い。

(2) 体制整備義務違反

公益通報者保護制度を所管する消費者庁は、公益通報者保護法に基づく指針第4の2(1)不利益な取扱いの防止に関する措置及び(2)範囲外共有等の防止に関する措置は内部通報した場合に限定せずに、処分等の権限を有する行政機関やその他外部への通報が公益通報となる場合も公益通報者を保護する体制の整備が求められるとしている。他方、今回の文書の場合には、通報の探索が例外的に許容されるのではないかという参考人の意見もあった。

しかし、上記のとおり、法令の趣旨を尊重して社会に規範を示すべき行政

機関としては、公益通報者保護法に基づく指針を原則通り遵守すべきと考えられる。

文書内容の事実確認よりも通報者の特定を優先した調査や3月27日の記者会見での文書作成者を公にしたこと、元県民局長のプライバシー情報の漏洩などは、公益通報者保護法に基づく指針第4の2(2)「範囲外共有等の防止に関する措置」を怠った対応であり、現在も違法状態が継続している可能性がある。

2　行政として取るべき対応

(1) 初動対応

3月21日の協議時点で齋藤知事及び参加者は当該文書を誹謗中傷の文書であると認識しており、公益通報の議論はなかったという証言があることから、初動対応において公益通報に関する認識はなかったと考えられる。そのため、3月22日には作成者の特定のために元県民局長らの公用メールの調査等に着手し、3月25日に作成者を元県民局長と特定、3月27日には知事が記者会見で本人が認めていなかったにもかかわらず、事実無根だと認めているような発言のほかにも「公務員失格」と通報者を侮辱するような発言をしている。

しかし、当該文書の内容は、本委員会でも一定の事実認定ができており、全くの事実無根とは言えないため、齋藤知事らは公益通報に該当しうるかもしれないという前提に立ち、作成者の特定を行う前に、まずは当該文書の内容を調査すべきであった。

また、3月27日の記者会見で県民局長の職を解き、通報者を公表したことは、告発者潰しと捉えられかねない不適切な対応であった。同日に元県民局長から告発文にある内容を精査してから対応して欲しいと片山氏に要請があったが、この時点から内部公益通報としての手続が必要であった。

さらに言えば、齋藤知事らは当事者である自分たちだけで当該文書が公益通報に該当するか否かを判断するべきではなかった。法令を遵守することは

当然のことながら、それが、法令の趣旨を尊重して社会に規範を示すべき行政機関がとる立場であると言える。

また、参考人によると、公益通報事案については、受付、調査、是正措置等の対応全てを通じ、不利益取扱、範囲外共有、通報者探索が禁止され、これに違反すると体制整備義務違反状態となるため、調査結果が判明する前にこれらの扱いをすることは原則として許されないし、調査結果が判明し、たとえ通報者の指摘する事実関係が認められなかったとしても、これらの扱いをすることが許されない場合があり得るとしている。加えて、告発の対象となった権力者が通報者探しを指示する場合、あるいはそれを承認する場合、その者の責任も厳しく問われるとの参考人意見もある。

さらに、本年2月18日の衆議院総務委員会で政府参考人は、「法定指針の1号通報の対応体制において、事実に関係する者の公益通報対応業務に関与させない措置を求めているが、一般論として外部から不正行為について指摘された事業者は、自らが行う調査、是正に当たり、事実に関係する者を関与させないことなど、適切な対応が取ることが望ましい」と答弁している。

初動対応時の調査は、当事者である齋藤知事の指示の下、同じく当事者である片山氏が中心となって行っているが、調査は当事者が関与せずに行うべきであったと考えられる。通常であれば、このような案件の調査は人事課や各部総務課が調査を実施することになるが、利害関係者中心で調査を行うのは不適切である。これは内部公益通報時だけでなく、外部への公益通報の際にも同様である。今回のような知事及び県幹部が当事者である場合は、告発文に記載のあった当事者が調査に関わることのないよう利益相反を排除し、独立性を担保するためにも県以外の第三者に調査を委ねるべきであった。そのことが調査の過程及び結果の客観性・公平性・信頼性を高めることになる。県当局は後日、第三者委員会を設置することとしたが、本来は元県民局長の処分前に設置し、もし処分をするのであればその調査結果に基づいて処分を行うべきだったと考えられる。

加えて、参考人によると、真実相当性の要件は、通報者の通報時点における状況から判断することや通報者の供述内容は、調査主体への信頼感により影響を受けるため誰が調査するのかが重要としている。元県民局長は、県当局の調査に対し、文書の内容を誰から聞いたかについて、単なるうわさ話と話しているが、元県民局長の立場からすれば、文書に記載されている当事者が調査に関わっている限り、情報提供者を守るために真実を話せなかったと考えられる。

以上のように、県の一連の文書問題に対する初動対応は、県民の不信感を招く不当なものであったと考える。

(2) 調査方法の問題点

当該文書の作成者の特定はすべきではなかったという判断である。その上で、作成者特定に当たっての今回の調査方法には、今後の県政の信頼回復のために考慮しておく必要がある幾つかの問題点があったと考える。

公用メールの調査について、公用パソコンは県から貸与されたものであり、業務以外の使用は禁じられているものの、そのメール内容の調査はその必要性や方法について慎重に検討を行った上で行うべきである。地裁レベルだが判例でも社内メールの調査が無条件に認められているわけではない。当委員会の調査では、メール調査に当たってのルール及び実施の記録がないことが判明している。これではメール調査を恣意的に実施でき、適正な調査であったかの事後の検証もできないと言わざるを得ない。

今回の調査の中で行われた私用スマートフォンの内容確認は任意だったが、作成に関与したと疑われた人物の私物スマートフォンのLINEのやり取りを確認したことが証言と資料から確認されている。これは職員の人権への配慮を欠いた調査であり、しかも、その人物は結果的に当該文書作成に関わっていなかった。このような調査を人事当局が行う可能性があるということは、職員の萎縮、ひいては県政運営への信頼低下を招くものと言わざるを得ない。

(3) 齋藤知事の対応

3月27日の記者会見では、齋藤知事は調査の対象者を特定したり、処分を予告すること、さらには「うそ八百」「元県民局長は認めている」と発言した。

片山氏や人事当局は、「これから調査する」という認識で齋藤知事とも話をしたつもりであったため、その発言に驚いた。この時点においては当該文書の存在は広く知られておらず、実害も生じておらず、人事当局が予定していたとおりの人事異動の発表にとどめておくべきであった。今回の文書問題が大きく取り上げられることになったのは、この記者会見によることが大きいことを踏まえると、このような部下の進言や意見に真摯に耳を傾ける姿勢が必要であったと考えられる。

なお、そのことは第三者による調査の進言、公益通報の結果を待ってから処分を行うことの進言に対する態度についても言える。

(4) 公益通報者保護法に対する齋藤知事や幹部の関わり方について

公益通報者保護法が目指すのは、徹底して不正行為を告発する人々を守り、社会の正義と透明性を維持することが目的であり、兵庫県としては立法趣旨を踏まえ、まずは公益通報に該当する可能性がないかを慎重に検討すべきであったが、初動対応時の齋藤知事や幹部は公益通報の認識がなかったと証言しており、公の立場として大きく思慮に欠ける点があったと言える。

また、齋藤知事は証人尋問や記者会見で何度も法的に問題ないことを主張しているが、行政機関は法律に違反しなければいいのではなく、法律の趣旨を尊重したうえで遵守する姿勢を示すことが重要である。

(5) 文書問題の対応について

この度の兵庫県の対応が全国から注目される中、組織の長や幹部の不正を告発すると、権力者が当事者にも関わらず自ら告発内容を否定し、更に通報者を探して公表し、懲戒等の不利益処分等で通報者が潰される事例として受け止められかねない状況にある。そのことが公益通報の抑制につながらないか危惧される。公益通報者保護法に違反しているかどうか見解が分かれると

はいえ、「組織の長その他幹部からの独立性の確保」や「利益相反の排除」といった原則にのっとった対応が必要であったと考える。

また、元県民局長の処分には、退職保留決裁が終わる前に、退職保留が本人に通知されたことも問題がある。

(6) 情報漏洩

県の個人情報保護管理の総括保護管理者である井ノ本氏は証言を拒否しているが、同氏が元県民局長のプライバシー情報を複数の議員に見せていることが聞き取り調査によって明らかになっている。当該文書の価値を貶めようとする発言を行っていた証言も得られており、「告発者潰し」があったと言われかねない状況がうかがえる。この行為は地方公務員法の守秘義務違反、さらには県における個人情報管理の問題である。告発者である元県民局長をおとしめることによって、当該文書の信頼性を毀損しようとしたこともうかがわれ、地方公務員法違反を否定できる要素は皆無に等しいと考える。この漏洩問題はその背景や関係者等を明らかにしなければならない問題と考える。

(7) まとめ

以上のように、一連の県の文書問題への対応には看過できない問題があったと言わざるを得ない。

また、井ノ本氏による元県民局長のプライバシー情報の漏洩問題は、公益通報者保護法に反する問題にとどまらず、県組織としてのガバナンス、マネジメントが適正に行われているのかという疑問を抱く。この問題への対応に関しては、元県民局長への処分と比較し、あまりにも大きく異なっている。」

(未完)